

第3回「(仮称) 市民公益活動推進のための基本指針」検討委員会議事録

I 日 時 平成18年8月18日(金) 午後5時から午後7時10分

II 場 所 市役所6階会議室

III 出席者

・検討委員 9名

荒木昭次郎委員・福島貴志委員・中島久美子委員・村山知之委員

安達由美委員・丸山鶴雄委員・森山弘子委員・鳥飼吉継委員・益田香代子委員

・事務局 市民協働課長以下職員4名

IV 議題内容

・市民公益活動の定義

・市民活動団体とは

・市民活動団体の範囲

・ボランティア活動の推進について

V 議事録

市民公益活動と市民活動団体について

(委員長)

・市民と行政が共有できる市民公益活動の定義について、各委員のご意見を伺います。

・熊本市として指針を作る上で、会員などの特定の人にしかサービスを受けられない共益と、不特定多数が受益者となる公益の違いを示す必要があるのではないかと。私たちの活動は会員制なので、活動としては共益活動になる。ただ、会員だけの活動では広がりが無いので、活動の主体は会員であっても、その活動の対象としては、地域の誰でも参加できる、開かれた活動になってきている。

そこに公益性も見出せているのではないかと思います。

・最初は自分達数名の仲間だけの為の学習をしていたが、それが自分達だけではもったいないという思いから、他の人も仲間に入れ、活動が広がってきた。

・公益性など考えずに出発した活動が、公益活動になるケースもある。

・障害のある方の為、または私自身の為にやっていたことが、他の人の為になっていると感じた時、喜びと共に自信につながる。

・最初から「公益活動」という事を意識すると、活動を始めることが難しくなってくるのではないかと。

・皆同じ認識ではないかと思う。目的・性質、そういう面からの公益・共益といった事。活動の範囲と関係してくる問題。

・ボランティアとは、元々は個人から出発して、自発性、自主性、主体性がある個人の活動に、これに社会性が伴う。

- ・個人が同じ目標を持った他人とグループ形成へ広がる。更にグループ集団のレベルから大きくなり、団体を形成する。
- ・グループと団体の違いとして、団体は、活動目標を定め、活動するためのルールを作り、活動のための自己資金を調達し、活動が出来る組織体である。
 こういった観点から市民公益活動の定義を考えてもよいではないか。
- ・団体の目標、目的の内容を分析し、それが社会性を持ち、社会に貢献できる役割を担っているなら、公益団体と言っていいのではないか。
- ・規模（大きさ・範囲）の点から公益を含んだ活動をする団体を公益団体と言っていいのではないか
- ・世の中に役立つことにおいて、プライベート、パブリックがミックスされた活動領域をコモン（共）という。
- ・大部分の活動が公益性を持っているのを認めざるを得ないが、何故“公益”“共益”なのか考える必要がある。たとえば、便益提供に強制力を伴う場合とそうでない場合、便益享受者が特定される場合と特定されない場合というように。
- ・既存の集団同士が互いに共有できる、同じ目的を持つものが、共益と思う。
- ・今は存在しないが、新しい小さな芽生えを共有出来る、ゆとりのあるところが、公益ではないか。
- ・公益活動も共益活動も誰かのための活動であり、必要なものである。
- ・あえて公益という言葉を使って「市民公益活動」としなくても、「市民活動」でいいのではないか。
- ・自分達が実際にやってきた事が、公益なのか共益なのかと考えればいいのではないか。
- ・自治会活動が無くても、ある程度の生活は行政が守ってくれる。
 しかし、よりよく自分たちを生かすため、よりよく人間として生きるため、何かが今以上に必要ではないかと考えたときに、自分たちで何か行動をするしかない。
- ・自分たちの財産、生命、文化を守ることが自治であると思う。
 この自治が、公益なのか共益なのかと考えたとき、自治会内の人間が見たときと、自治会外のNPOから見た場合では、とらえ方が違うのではないか。
- ・一人で始めた事がだんだん広がりグループになっていく。
 そこから、団体になるかどうかは、自分達のやる気しだいである。
- ・指針を作る目的は、既に活動している人、これから活動したい人両方に分かりやすく、実行しやすいものにすべきだと思う。
- ・もっと簡単に、わかりやすい言葉で作上げたほうがよい。
- ・公益、共益どちらでもいい。皆のためになることなら、区分する必要はないのではないか。
- ・利益追求が無い活動なら、公益活動でOKではないか。
- ・「市民活動」としてしまうと思想・信条が入ったものも含む事になりはしないか。

- ・一人ひとりが、出来る事から活動し、それが皆の為なら公益である。
- ・活動団体としては、自治・NPO・ボランティア・職場など色んな団体があって良いのではないと思う。
- ・自分の為にやっている事が、他人のための活動につながった時にボランティアとなる。
- ・そこに利益が絡んでくると、活動の意味合いが異なってくる。
- ・個人で興味があったから始めたことに同じ興味を持った人が集まり、グループ・団体になる。それが市民活動になり公益活動になっていくのではないかな。
- ・団体維持をする上で、資金調達が必要。
- ・誰かが経済活動をしないと本来の目的である活動が発展しない。
- ・資金調達は、団体が活動する上で必要なものである。
- ・誰に対しても開かれていない団体の活動を、公益活動として推進するのはどうかという気はする。
- ・「営利目的であってはならない」という事に抵抗を感じるとの意見があったが、逆に「営利目的である」とすると問題である。
- ・何かをするには、コストがかかる。どのように資金を調達し、活動を広げるのかは重要であり、自分の利益としないなら、営利目的ではないと言える。
- ・世のため、人のためであっても、継続性がなければ、公益・共益とも言えない。
- ・ルールを自分で作り、自己規制する事ができる活動は公共性である。
- ・公益活動とは、「公」を作り出す活動である。
- ・行政がやっている事が「公」といった認識を持っていたが、市民が合意形成をした上で我々が活動していくものが「公」である。
- ・我々が作り上げたものでなく、他から与えられたものは「公」とは認めない。
- ・例えば、「家訓とは家のルールだが、よその家の人が従う必要は無い。」こういうものが私的活動である。
- ・向う三軒両隣の共通ルールが、私的自治の最大公約数となる。
- ・向う三軒を越えたコミュニティ、或いは町内、自治会の段階になると公的自治になる。
- ・私的自治から公的自治へ、その過程の間で共的自治が入ると理解すべきである。

(他都市(長野市)の公益活動指針の記載例)

○市民公益活動とは

- ・市民の自主的な活動
- ・市民の自由で自発的に行なう活動
- ・長野市を基礎とする活動
- ・公益性を有する活動
- ・営利目的としない活動
- ・宗教・政治的でない活動

- ・反社会的活動でない活動等。

○市民公益活動とは

- ・市民公益活動を行っていること
 - ・事務所の所在地が市内にあること
 - ・会員の資格の得失に関して不当な条件を付さないこと
 - ・規則・会則等で代表者や運営の方法が決まっていること
 - ・独立した組織で活動が継続的に行なわれること
 - ・暴力団またはその構成員の下にある団体ではないこと
- ・これらは他の自治体でも、よく見られる表現であるが、熊本市では独自の表現で作り出せないかと考えている。
- ・市民活動については広く捉えていいのではないかな。 次の段階として、「市民公益活動団体」としての条件付けで範囲を絞るか、「市民公益活動団体の範囲」の中で絞り込んだ方がよいのではないかなと思う。
- ・市民活動は、自発的で、誰にでも開かれたものであればいいという認識を持ってもらった方がよいのではないかな。
- ・最初は個人の発意から始まった事が、徐々に集まり、グループとなり、活動が広がる事を大事にしたい。
- 次のステップとして、団体としての自立性・継続性が必要であるという事を考えてもらえばよい。
- ・大きく広げて、市民活動団体としてしまってもいいのかなどうか？
- その場合は、「市民」を明確に意識する必要があるが、「市民」の定義は非常に難しい。
- ・例えば、「社会的役割（社会的貢献）を意識した市民（活動）団体」と言うように頭に適切な表現を付ける事でカバーできないかな。
- ・それを広い概念で言うと、「市民公益活動と言う」と言ってもおかしくないのではないかな。
- ・「市民」＝「社会的に役立つ活動」という意味に日本の社会ではなかなかつながらない。
- ・あまり入り口の部分を広げ過ぎると、かえって難しくなりはしないかな。
- ・わかりやすい表現を頭につけるか、逆に「公益的な活動」を認知してもらうため、別途説明をする必要があるのではないかな。
- ・「公」を作り上げていく習慣が日本には無く、「市民」という概念が育っていない。
- ・行政が行なうのが、「公」と認識されてきている。
- ・行政が行なっている事自体が「公」ではない。
- ・私達が作り上げてきたルールこそ「公」になり、行政もそれに従うようになったときに初めて、私達が作った公共性となる。
- ・冒頭に適切な表現を付け、「その市民活動を市民公益活動（団体）と言う」としておけば

間違いではないのではないか。

- ・何でも行政がやってくれといった意識が日本人に多い中、「私が作り上げていく」ということは非常にわかりやすく感じる。
- ・「社会的役割を意識した市民活動」を市民公益活動という表現でもいいのではないかとと思うがどうか。
- ・最初のハードルを低くした方が良いのではないか。本当に活性化したいのなら、あまり枠にはめない方が良いと思う。
- ・枠にはめるのではなく、枠がない事を皆が知らなければならない。
- ・自分が活動した事の集約が公益活動である、と気づいてもらう為のわかりやすい名前（名称）が必要ではないのか。
- ・私達は“社会性”を当たり前のこととして、あまり意識してきていない。
- ・人と人との関係作用のことを「社会」と言う。
- ・他者を考慮に入れながら普段活動しているが、他者のことを意識しないと、自分勝手な活動になってしまう。
- ・だから、社会的な役割を意識した活動を大いに展開していくという気持ちを込めて「市民活動」の前（頭）に説明をつけたらと思う。
- ・相手がどう考え、どう行動するかを見極めて行動する。時には相手との共通認識を持った上で同じ目標の達成に向け力を合わせて活動することも「社会」の概念に入っている。
- ・他者の事を意識しないで日常生活を過ごしていることがあるのではないかと？
それを少しでも意識してもらうことが必要であり、そのためにも「社会的役割を意識した市民活動」という枠を指針の中ではめるのは違和感がありますか？
- ・市民公益活動には社会を変える力があると思うから、こうした議論が始まっている。
- ・公益活動を通して、社会の何を変えていくのか、を話し合う事で具体的に話が進むのではないかと。
- ・わかりやすくする為、この章の副題としては“わたしはあなたのために何か出来る？”とかを付けてはどうか。

市民活動団体の定義

- ・市民活動団体を定義する時、団体という言葉をつける以上は、団体としての運営ルールを持っている事が前提である。
- ・概念からまとめていけば、市民活動団体の性質が整理出来るのではないかと。
- ・公益活動団体、共益活動団体など、団体という名称をつけたのをひっくるめて、市民活動団体の範囲とすればよいのでは。
- ・個人レベルや2～3人が集まってルールも何も持たず、少しボランティアをやってみたといった、組織化されていないレベルのものは、継続性がないため、市民活動団体とは言わない。

- ・団体として、目的・ルール・自己資金調達・役員構成・選出・意思決定を明確にし、そういうルールを持って、社会貢献活動をしている団体を市民活動団体という。
- ・市民活動団体としての枠を示しておかないと、個人ボランティアが、市民活動団体を支え、活動の裾野を広げる役割を担うという考え方に結びつきにくくなる。
- ・他都市では、個人的趣味の会やサークル、親睦会も、活動内容によっては公益的活動に発展する可能性があるので、市民活動団体に含むというところもある。
- ・団体の部分を広げるという考え方もあるのではないかな。

ボランティア活動の推進

- ・個人のボランティア活動が育つ事は、市民の公益活動の活性化・拡大化につながる。
- ・団体活動も個々のボランティアの協力がないと成り立たない。
- ・活動の組織化をしっかり押さえておかないと、今後の議論が不明瞭になる。
- ・市民活動団体の範囲等では、個人レベルでのボランティアやグループレベルのボランティアは活動団体の範囲に入らないと明確にしておく必要がある。
- ・それを踏まえた上で、市民公益活動を支える個人のボランティア活動が重要であり、推進していく必要性に結び付けていく。
- ・市民活動団体を支える個人のボランティア活動の推進を謳いこむのであれば、“市民公益活動とボランティア活動との関係”についての公益関係の必要性を定義付けしておいてはどうか。

その他の意見として

- ・今後の会議で重要なので、次回会議で、NPO法人についての説明をして欲しい。
- ・市民には自分がやりたい事を広げていくのが大事ではないかな。

次回予定・今回の議論を文章化したものを、作成し、今後の方向性を形作っていく。

- ・NPOとNPO法人の違いを明確にする。
- ・次回（第4回）8月29日（火）午後5時～ 市役所本庁6階会議室